倉吉市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉吉市広告掲載要綱(平成19年2月28日倉吉市長決裁 以下「要綱」という。)に定めるもののほか倉吉市立図書館(分館を含む。以下「図書館」という。)における雑誌スポンサー制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、「雑誌スポンサー制度」とは、教育委員会が指定する雑誌を雑誌スポンサーが図書館に提供し、当該提供された雑誌の雑誌カバー及び雑誌架(以下、「雑誌カバー等」という。) に当該雑誌スポンサーの広告を掲示して図書館の利用者の閲覧に供する制度をいう。
- 2 この要領において「雑誌スポンサー」とは、雑誌を購入し、これを無償で図書館に提供する ものをいう。

(雑誌スポンサーの要件)

- 第3条 雑誌スポンサーとなることができるものは、要綱第5条に規定するもののほか次のいず れにも該当しない企業(事業を営む個人が行う当該事業に関する活動を含む。)又は団体とする。
  - (1) 主として酒類を製造し、販売し、若しくは提供する事業その他青少年の保護又は健全育成の観点から適切でない事業を営む者
  - (2) 本市又は鳥取県の指名停止の措置を受けている者
- 2 前項の規定にかかわらず、雑誌の発行を行う者は、自らが発行する雑誌の雑誌スポンサーに なることができない。

(広告の内容)

- 第4条 雑誌カバー等に掲示する広告の内容は、公共性を損なうおそれのないもので、かつ、図書館で掲示するにふさわしい信用性と信頼性を有するものであって、要綱第4条に規定するもののほか、次のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
  - (2) 市又は教育委員会が推奨しているとの誤解を招くもの
  - (3) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
- 2 前項の規定による広告のほか、雑誌スポンサーは、当該雑誌スポンサーの名称(所在地、電話番号その他の当該雑誌スポンサーを他と識別するための情報を含む。)の表示(以下「スポンサー名」という。)を雑誌カバー等に掲示することができる。

(掲示の期間)

第5条 広告及びスポンサー名(以下「広告等」という。)を雑誌カバー等に掲示する期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間の途中に雑誌スポンサーの決定があった場合の当該決定された雑誌スポンサーが提供する雑誌カバー等に係る広告等の掲示は、当該決定後の当該雑誌の最も早い号の雑誌架への配架の日から最も早い3月31日までとする。

(掲示の場所)

第6条 広告等を掲示する場所は、その雑誌スポンサーが提供する雑誌の最新号のカバー及び当該最新号を配架する雑誌架とする。ただし、スペースがないことその他の理由により雑誌架に掲示することができない場合は、雑誌最新号のカバーに限るものとする。

(掲示の規格及び作成)

- 第7条 掲示する広告等の規格は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 大きさ(広告)縦24cm以内かつ横17cm以内
  - (2) 大きさ (スポンサー名) 縦4c m以内かつ横17c m以内
  - (3) スポンサー名は、白色の下地並びに黒色の文字とする。
- 2 広告は、雑誌スポンサーが作成し、教育委員会が掲示する。
- 3 スポンサー名は、教育委員会が作成し、雑誌スポンサー制度により提供された雑誌である旨 と併せて、これを表示する。

(雑誌スポンサーの募集方法)

- 第8条 雑誌スポンサーになろうとするもの(以下、「申込者」という。)は、雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に必要事項を記入し、次に掲げる書類各1部を添えて、持参又は郵送の方法により教育委員会に提出することにより、雑誌スポンサーの申込みをすることとする。この場合において、申込みに要する費用は、全て、申込者の負担とする。
  - (1) 会社概要その他の申込者が行っている事業の内容がわかるもの
  - (2) 広告の原稿
  - (4) その他教育委員会が必要と認める資料
- 2 申込者は、前項の規定による申込みの際に、教育委員会が別に指定する雑誌のうちから提供 しようとする雑誌を選定するものとする。この場合において、申込者は、他の申込者が選定し、 又はその雑誌スポンサーが決定している雑誌を選定することはできないものとする。

(雑誌スポンサーの決定)

- 第9条 前条第1項の申込みがあった場合は、教育委員会は、その内容等を審査し、1月以内に その適否を決定するものとする
- 2 前項の規定による審査の結果、申込者が雑誌スポンサーとして適当であると認めるときは、 教育委員会は、当該申込者を雑誌スポンサーに決定し、雑誌スポンサー決定書(様式第2号) により、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定による決定を受けた決定者(以下「スポンサー決定者」という。)は、遅滞なく誓約書(様式第3号)に必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。 (雑誌の提供)
- 第10条 スポンサー決定者は、第6条に規定する広告等を掲示する期間にわたって、図書館に雑誌を提供するものとする。
- 2 掲示期間満了の3月前までにスポンサーからの意思表示がない場合は、当該掲示期間の翌年 度においても雑誌を提供する意思があるとみなし、その後もまた同様とする。
- 3 雑誌スポンサーは、雑誌を自ら購入して提供しなければならない。
- 4 雑誌スポンサーは、提供する雑誌の廃刊その他の理由により雑誌を提供することができなったときは、教育委員会と協議しなければならない。

(西2九里)

- 第11条 雑誌スポンサーから提供があった雑誌の配架の場所は、教育委員会が決定する。 (掲示する広告の変更)
- 第12条 雑誌スポンサーは、毎年度7月中、10月中又は1月中に雑誌に掲示する広告を変更するこ

とができる。この場合において、雑誌スポンサーは、あらかじめ、教育委員会の確認を受けな ければならない。

(広告の中止の申し出)

第13条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3月 前までに教育委員会に申し出なければならない。

(取消し)

- 第14条 教育委員会は、次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、広告等の掲示を行わない ことができる。この場合において、これにより生じた損害に対しては、市は、その責任を負わ ない。
  - (1) 前条の規定による中止の申し出があり、教育委員会がこれを承認した場合。
  - (2) 雑誌スポンサーが第3条第1項各号に掲げる要件に該当しないことが判明した場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか教育委員会が雑誌スポンサーとして適当でないと認める場合 (庶務)
- 第15条 雑誌スポンサー制度の庶務は、教育委員会図書館が処理する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。